那珂市放課後学童保育所運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要綱

１　目的

　那珂市（以下「市」という。）では、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第２項に基づき設置する公設の放課後児童健全育成事業を行っており、「適切な遊び及び生活の場」を提供している。

市においては、年々学童保育の利用者が増加していること、利用児童やその保護者のニーズが多様化していること、さらに、近年支援員の安定的な人材確保が困難であること等、様々な課題が生じている。

そこで、課題解決のため公立学童保育所の運営について、那珂市放課後学童保育所運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要綱（以下「実施要綱」という。）を策定し、競争入札による選定方法ではなく、より質の高い運営を担っていただく事業者を募集し、応募事業者の提案内容、財務状況等を総合的に審査した上で、提案の採択の可否をプロポーザル方式（企画立案方式）により決定するものとする。

２　業務の概要

（１）業務名　那珂市放課後学童保育所運営業務委託

（２）業務内容　別紙「仕様書」のとおり

（３）契約締結日　令和６年７月１日（予定）

（４）履行期間　契約締結日の翌日から令和９年９月３０日まで

（５）契約上限金額　総額３７３，９２０，０００円以内とし、令和６年度の上限は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 令和６年度 | ６０，４００千円 |

※学童保育業務に係る消費税及び地方消費税は、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第６条第１項及び別表第２号７号に該当するため、非課税として取り扱う。

３　参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要である。

（１）茨城県内に本店、支店又は営業所を有している法人であること。

（２）放課後学童保育の運営を継続して３年以上運営実績があり、業務を確実に遂行できる知識、経験が豊富な人材を有する法人であること。

（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

（４）施行令第１６７条の４第２項各号に該当する事実があった後３年を経過しない者（当該事実と同一の事由により那珂市物品調達等契約に係る指名停止等の措置要領（平成２９年那珂市告示第３１号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（６）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（７）本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市の競争入札参加資格を有しない者にあっては、本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。

（８）代表者及び役員等（役員として登記又は届出がされていないが，事実上経営に参画している者を含む。）が、茨城県暴力団排除条例（平成２２年茨城県条例第３６号）第２条第１号から第３号に規定する者に該当しないこと。

（９）国税及び地方税を滞納している者でないこと。

４　参加手続

（１）担当部署及び問合せ先

〒311-0192 茨城県那珂市福田1819番地5

那珂市保健福祉部こども課子育て支援グループ

電話：029-298-1111 FAX：029-352-1021

E-mail：kodomo@city.naka.lg.jp

（２）スケジュール

内容 期限又は期間

ア　公告　令和６年３月２９日（金）

イ　現場見学会

【参加受付】

令和６年３月２９日（金）から４月４日（木）まで

【現場見学会】

令和６年４月５日（金）午前１０時から

ウ　実施要綱等に関する質問受付期間

令和６年４月８日（月）から４月１９日（金）まで

エ　質問への回答　令和６年４月２５日（木）

オ　参加表明書の提出　令和６年４月２６日（金）

カ　企画提案書の提出　令和６年５月８日（水）から５月１５日（水）まで

キ　審査　令和６年６月１０日（月）

ク　審査結果の通知　令和６年６月下旬（予定）

（３）現場見学会の開催

本プロポーザルに係る現場見学会を、次のとおり開催するので、参加にあたっては実施要綱等を各自持参すること。なお、現場見学会に不参加であってもプロポーザルへ参加することは出来る。

ア　日 時 令和６年４月５日（金） １０時から

イ　場 所 市内学童保育所

ウ　参加方法 現場見学会参加届（第７号様式）を令和６年４月４日（木）

１７時までに（１）に示す場所へ提出すること。（持参、郵送、電子メール、ＦＡＸ）

なお、参加者は１者につき３名以内とする。

（４）実施要綱、仕様書等に対する質問及び回答

質問しようとする者は、質問票（第６号様式）に必要事項を記載し、持参、郵送、電子メール、ＦＡＸにより提出する。

ア　質問の受付場所 （１）に同じ

イ　質問の受付期間 令和６年４月８日（月）から４月１９日（金）１７時まで（※郵送の場合には４月１９日消印有効）

ウ　質問に対する回答は、令和６年４月２５日（木）までに電子メールで随時質問者に回答する。また市ホームページに掲載する。

なお、回答は企画提案書の作成及び提出に関する事項、本業務に関する事項に限ることとし、評価及び審査に影響を及ぼす恐れがある質問には回答しない。

（５）参加表明書の提出

　　ア　提出書類

（ア）公募型プロポーザル参加表明書（第１号様式）

（イ）放課後学童保育所運営業務委託に係る運営・応募申請書類一覧

（第２号様式）

（ウ）誓約書（第３号様式）

（エ）個人情報外部提供同意書（第４号様式）

（オ）業務実績（社会福祉事業、及び学童保育事業の実績）、会社概要

（※任意様式）

（カ）履歴事項証明書（発行後３か月を超えないもの）

（キ）納税証明書（未納がないことの証明。発行後３か月を超えないもの。）

イ　作成にあたっての注意事項

（ア）参加表明書は、Ａ４縦型フラットファイル左綴じとし、ページ下に通し番号を記載の上、項目ごとに鑑をつけてインデックスを貼ること。

（イ）提出期限後は、提出された参加表明書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く）。

（ウ）参加表明書等に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

ウ　提出期限、提出場所、提出方法

（ア）提出期限 令和６年４月２６日（金） １７時まで

提出期限後に到着した参加表明書等は無効とする。

（イ）提出場所（１）に同じ

（ウ）提出部数　３部（正本１部、副本２部）

（エ）提出方法 持参又は郵送（※郵送の場合には４月２６日（金）必着）

エ　提出された参加表明書等の取扱い

　　　（ア）著作権は提案者に帰属することとする。ただし、那珂市情報公開条例（令和４年那珂市条例第２４号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、本市は参加表明書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

（イ）提出された参加表明書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。

（ウ）提出された参加表明書等は返却しない。

オ　参加資格の審査及び企画提案書提出要請の通知等

　　　　提出書類の内容を審査し、参加資格のある事業者に対し、令和６年５月２日（木）までにその旨連絡するものとする。

　なお、連絡のない者は、提案書を提出することはできない。

（６）企画提案書等の提出

ア　提出書類

（ア）放課後学童保育所運営業務委託に係る運営・応募申請書類一覧

（第２号様式）

（イ）見積書及び内訳書（※任意様式）

（ウ）放課後学童保育に対する基本的考え方（第５号様式）

（エ）育成支援・育成目標及び事業プログラムに関する提案書(第５号様式)

（オ）職員の雇用及び労働環境に対する考え方（第５号様式）

（カ）学校及び地域、保護者との連携・交流方策に関する提案書

（第５号様式）

（キ）安全管理、非常時の対応方策に関する提案書（第５号様式）

（ク）ＩＣＴ化への取り組み（第５号様式）

（ケ）その他、独自提案等（第５号様式）

（コ）直近３年分の財務諸表等

イ　作成にあたっての注意事項

（ア）企画提案は、１者１提案とする。

（イ）企画提案書は、Ａ４縦型フラットファイル左綴じとし、ページ下に通し番号を記載の上、項目ごとに鑑をつけてインデックスを貼ること。

（ウ）提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く）。

（エ）企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

ウ　提出期限、提出場所、提出方法

（ア）提出期限 令和６年５月１５日（水）１７時まで

提出期限後に到着した企画提案書等は無効とする。

（イ）提出場所（１）に同じ

（ウ）提出部数　３部（正本１部、副本２部）

（エ）提出方法 持参又は郵送（※郵送の場合には５月１５日（水）必着）

エ　提出された企画提案書等の取扱い

　　　（ア）著作権は提案者に帰属することとする。ただし、那珂市情報公開条例（令和４年那珂市条例第２４号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、本市は企画提案書等の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

（イ）提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。

（ウ）提出された企画提案書等は返却しない。

（エ）企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

５　審査の手続及び契約候補者の選定

企画提案書等の審査は、次のように行う。企画提案書等の審査は那珂市放課後児童健全育成事業委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設け、応募者のプレゼンテーションにより企画提案書の審査・評価を行い、本業務の履行に適した候補者を選定する。

（１）プレゼンテーション及びヒアリング

ア　日 程 令和６年６月１０日（月）午後予定

詳細については応募者に別途連絡する。

イ　実施場所　那珂市役所 ５階 会議室

ウ　実施時間　プレゼンテーションは２０分以内とし、準備・撤収等を含めた持ち時間は、１者あたり４５分以内とする。

エ　出席者　１者につき原則３名以内とする。

オ　留意事項

（ア）プレゼンは、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書等のみを使用し、追加提案や追加資料等は認めない。

（イ）パワーポイント等を用いて説明することは可能。プロジェクターやスクリーンは市で用意するが、パソコン等は応募者が用意すること。

（２）審査基準

評価項目

放課後学童保育に対する基本的考え方（配点５点）

・学童保育の運営理念、基本方針

育成支援及び事業プログラム（配点４０点）

・子ども達の育成支援の基本、育成目標

・学習支援、体験事業等具体的な事業プログラム

・障がいのある子や特に配慮を必要とする児童への対応

職員の雇用及び労働環境に対する考え方（配点５０点）

　・職員の確保方法

・雇用の考え方（資格、経験、継続雇用等）

・職員の勤務体制及び人員構成、配置計画（統括責任者の確保、資格の有無等を含む）

・資格、職種に応じた給与体系の考え方

・職員の継続雇用に応じた昇給

・職員の育成、研修方針

・福利厚生（健康管理、休暇等）の考え方

学校及び地域、保護者との連携・交流方策（配点２０点）

・学校及び地域、保護者との連絡、連携及び交流方策

・保護者との信頼関係の構築、クレーム等の対応

安全管理、非常時の対応方策（配点２０点）

・緊急時、非常時、突発的な事態発生時の対応（事故、災害、不審者等）

・事故等の防止対策、衛生管理、感染症対策、アレルギー対応

・臨時開所時の職員配置体制

ＩＣＴ化への取り組み（配点１５点）

　・Ｗｉ－ｆｉ環境の整備

・入退室システム等の導入

・実績、財務状況

実績、財務状況（配点２０点）

　・社会福祉事業、学童保育事業の実績

　・見積書（コスト削減への取り組み）

　・財務状況

その他独自提案等（配点１０点）

　・独自方針、独自提案（長期休業期間中の昼食提供等）

　・自己評価の実施

（３）契約候補者の選定

ア　契約候補者となることができる最低基準点を全体の６０％（１，０８０点）以上とし、それ以上の点数を得た提案者のうち、最優秀提案事業者を契約候補者とする。

イ　契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位のものを新たな契約候補者として手続きを行うものとする。契約候補者が契約の相手方として決定される前に指名停止（本市の競争入札参加資格を有しない者にあっては、指名停止の措置要件に該当する行為を行っていたとき。）又は契約締結前に排除措置を受けた場合も同様とする。

ウ　提案者が１者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。

６　審査結果の通知及び公表

企画提案書を提出したすべての者に書面にて通知するとともに、市ホームページにおいて選定した事業者名を公表する。また、次順位の事業者にはその旨通知する。

選定委員会による審査内容は非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては認めない。

７ その他

（１）虚偽の取扱い

　市に提出する参加表明書、提案書等について、虚偽の記載をした場合には、当該参加表明書、提案書等を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

（２）その他の留意事項

ア　コロナウイルス感染症等の影響により、日程や実施内容に変更が生じる場合がある。

イ　実施要綱に記載するもののほか、必要な事項が生じた場合は、広く周知するものとする。